

18歳までの医療費を無料化！

平成30年12月診療分から

助成内容が拡大されます！

長万部町では、乳幼児等の疾病の早期診断と早期治療を促進するため、乳幼児等の医療費を中学校卒業の年度末まで無料化しておりましたが、平成30年12月1日診療分からは医療費助成制度の対象年齢を18歳まで引き上げることにしました。

また、今回の助成制度拡大に合わせて、重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費助成を受けている18歳までのお子様についても同様に医療費の無料化が適用されます。

【制度拡大のポイント】

①現在、中学生までのお子様を対象でしたが、改正後は18歳までの方が医療費無料化の対象となります。（ただし、入院時の食事代などは除く。）

②受給者証についても、内容が変更となる方には11月末までに新しい受給者証をお送りします。

③10月中に新たに対象と思われる世帯には申請書を送付しております。なお、万一、書類等が届かない場合は、役場町民課へご連絡ください。

※18歳までの方とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日まで

【改正内容】

現行の対象年齢	改正後	助成内容
0～中学校卒業までの入院・通院	0～18歳到達後の最初の年度末までの入院・通院	課税・非課税問わず自己負担なし所得制限は従来どおり

※【受給者証の適用区域が変更されています】

受給者証更新時に案内しておりますが、平成30年8月1日診療分より、全道の医療機関で重度・ひとり親・乳幼児等の受給者証が適用されることになりました。そのため医療機関に行かれる際には、受給者証を必ず提示していただくことをお願いいたします。受給者証をお忘れになった等の理由により医療機関で自己負担が発生した場合は、町民課の窓口にて払い戻しをいたします。

【お問い合わせ先】

町民課戸籍医療年金係
☎ 212453

【毎日の備えが、明日へ繋がる】

突然やってくる災害。日ごろの備えが、非常時に私たちを助けてくれます。災害への「備え」をチェックしましょう

災害への「備え」チェックリスト

避難の際に持ち出す物

【非常用持ち出し袋】

- | | | | |
|---|-------------------------------------|---|------------------------------------|
| ☐ 水 | ☐ マスク | ☐ 食料（三日分程度） | ☐ 使い捨てカイロ |
| ☐ ヘルメット | ☐ ブランケット | ☐ 衣類・下着 | ☐ 軍手 |
| ☐ 懐中電灯 | ☐ 洗面用具 | ☐ 携帯ラジオ | ☐ 歯ブラシ・歯磨き粉 |
| ☐ ペン・ノート | ☐ タオル | ☐ マッチ・ろうそく | ☐ ウエットティッシュ |
| ☐ 救急用品（絆創膏、包帯、常備薬など） | | ☐ 予備電池・携帯充電器 | |
| ＜子供がいる家庭＞ | | | |
| ☐ ミルク（キューブタイプ） | | ☐ 使い捨て哺乳瓶 | ☐ 離乳食 |
| ☐ 子供用スプーン・フォーク | | ☐ 紙おむつ | ☐ お尻ふき |
| ☐ 抱っこひも | ☐ 子供用靴 | ☐ 救急用品（絆創膏、包帯、常備薬など） | |
| ＜女性＞ | | | |
| ☐ 生理用品 | ☐ 中身の見えないゴミ袋 | | |
| ＜高齢者がいる家庭＞ | | | |
| ☐ 大人用紙パンツ | ☐ 入れ歯用洗浄剤 | ☐ 持病の薬 | ☐ お薬手帳のコピー |

非常用持ち出し袋と一緒に持っていく

- ☐ 貴重品（通帳、現金、パスポート、運転免許証、マイナンバーカード、病院の診察券など）

【備蓄品】

- ☐ 食料や水（最低3日分！出来れば一週間分）×家族分
保存期間の長いものを多めに買って置き、消費したら補充するという習慣にしていれば、常に食料の備蓄が可能！
- ☐ 生活用品 ティッシュ、トイレットペーパー、ラップ、ゴミ袋、ポリタンク、携帯用トイレなど

ほかにも、家庭で必要なものは日ごろから備えておきましょう